

# 明石公園における考え方 【自然環境保全】

令和5年10月31日



## ■ 部会で検討すべき論点【自然環境保全】

- (1) ゾーニング図の作成
- (2) 実際に樹木管理を行う際（計画策定前段階）の合意形成の場及びルール設定
- (3) 公園管理に関する情報発信（工事着手前段階）のルール設定
- (4) 公園管理に県民が参画するための取組みの実施



## (1) ゾーニング図の作成

### ■ ゾーニング図A

- 全体会から示された考え方に基づき作成。
- 公園における現状の自然環境について面的に整理。

#### 【明石公園の特徴】

城跡の石垣及びその周辺の樹木を伐採する際には、関係者で1本1本について丁寧に確認し、対応を検討する。

### ■ ゾーニング図B

- 個別に配慮・留意すべき対象をスポット的に図示。
- 今後、協議の場等で継続して時点更新を行い、利用者を含む関係者で作り上げていく。

※実験・観察が必要になる箇所については、そのエリアをゾーニング図Bにおいて明示する。



## ■ ゾーニング図 A

- ・園内を「ゾーニング I」と「ゾーニング II」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に自然環境保全の目標と、それを踏まえた樹木管理の手法を設定する。**
- ・ゾーニング I とゾーニング II の重複や、ゾーニング I における各ゾーンの境界など、明確に区分できない部分がある場合は、継続的に協議する。
- ・将来において、ゾーニング変更を行う場合は、協議の場において合意形成を図る。

### <ゾーニング I> 地面にある対象物で分類したゾーン

| 区分               |        | 対象物                | 自然環境保全の目標                            | 樹木管理の手法                           |
|------------------|--------|--------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| A 施設ゾーン          |        | ・文化財、舗装園路等を含む人工構造物 | ・施設の機能維持を優先する<br>※希少種等は移植等を検討        | ・施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。            |
| B<br>みどりゾーン<br>※ | ①利用ゾーン | ・芝生広場、未舗装園路、ベンチ周辺等 | ・みどりにふれあえるレクリエーションのスペースを確保する         | ※石垣周辺については、樹木1本1本について確認し、対応を検討する。 |
|                  | ②保全ゾーン | ・森、林等              | ・公園利活用状況により、必要に応じて人が手を入れながら自然環境を保全する | ・利活用に応じた樹木管理を行う。                  |
|                  | ③保護ゾーン | ・希少種等がいる森、林等       | ・現状の自然環境を維持し、希少な動植物を保護する             | ・希少種等の生息環境に配慮した樹木管理を行う。           |
| C 低未利用ゾーン        |        | ・未利用地、空き地等         | —                                    | ・最低限の樹木管理を行う。                     |

※②③内にある未舗装園路については、その機能維持のために必要な樹木管理は行う。

### <ゾーニング II> 眺望を考慮するゾーン

| 区分      | 対象物                                       | 樹木管理の手法                             |
|---------|---|-------------------------------------|
| D 眺望ゾーン | ・視点場からの見所<br>※シークエンス（動的・連続的な視点）についても考慮する。 | ・視点場からの眺望を考慮し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。 |

## ■ゾーニング図Aにおける各ゾーンの具体的なイメージ <ゾーニングI> 地面にある対象物で分類したゾーン

| 区分                 | 対象物                | 具体的な場所   |
|--------------------|--------------------|--|
| <b>A 施設ゾーン</b><br> | ・文化財、舗装園路等を含む人工構造物 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣周辺</li> <li>・陸上競技場</li> <li>・野球場</li> <li>・サービスセンター</li> <li>・遊具広場 等</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <br/>                         石垣周辺                     </div> <div style="text-align: center;"> <br/>                         陸上競技場                     </div> </div>      |
| <b>B</b><br>みどりゾーン | <b>①利用ゾーン</b><br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・芝生広場、森、林等</li> <li>・仲よし広場</li> <li>・千畳敷</li> <li>・武蔵の庭園</li> <li>・石垣上の広場 等</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <br/>                         仲よし広場                     </div> <div style="text-align: center;"> <br/>                         武蔵の庭園                     </div> </div> |
|                    | <b>②保全ゾーン</b><br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・森、林</li> <li>・堀の林</li> <li>・剛ノ池東側の林</li> <li>・桜堀周辺の林</li> <li>・公園西側の林 等</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <br/>                         藤見池                     </div> <div style="text-align: center;"> <br/>                         堀の林                     </div> </div>        |
|                    | <b>③保護ゾーン</b><br>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・希少種等がいる森、林</li> <li>・箱堀</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <br/>                         箱堀                     </div>   |

## ■ゾーニング図 A における各ゾーンの具体的なイメージ

### ＜ゾーニングⅠ＞ 地面にある対象物で分類したゾーン

| 区分  | 対象物          | 具体的な場所  |   |
|---|--------------|---------|---|
| <b>C 低未利用ゾーン</b><br> | 未利用地、<br>空き地 | ・あさぎり寮跡 |  |

### ＜ゾーニングⅡ＞ 眺望を考慮するゾーン

| 区分   | 対象物       | 具体的な場所 |   |
|--|-----------|--------|---|
| <b>D 眺望ゾーン</b><br> | ・視点場からの見所 | 今後、検討※ | — |

- ※
- ・眺望ゾーンについては、嶽山副部会長のアンケート結果からも、明石城だけでなく、剛ノ池の桜などの景観も魅力的であることが把握できた。
  - ・眺望ゾーンの設定に当たっては、より丁寧な検討が必要であることから、時間をかけて検討していくこととした。



## (2) 実際に樹木管理を行う際の合意形成の場及びルール設定

- ・協議の場を設置し、合意形成を進めていく。
- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、よりきめ細やかな合意形成を行う。

### 日常の維持管理

施設等の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採  
(例：直ちに倒木する恐れはないが枯れている樹木の伐採、混みすぎた樹林の計画的間伐)

### 特別な維持管理

景観確保やゾーン変更に伴う樹木伐採  
(例：保全ゾーンに園路を新設する場合)

### 緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

### <合意形成のルール設定>

| 区分                | 日常の維持管理           | 特別な維持管理       | 緊急かつ危険な場合       |
|-------------------|-------------------|---------------|-----------------|
| 協議の場への説明・相談       | 事前説明※1<br>(指定管理者) | 事前説明※1<br>(県) | 事後報告<br>(指定管理者) |
| HP等を通じた意見聴取<br>実施 | ○<br>(指定管理者)      | ○<br>(県)      | —               |
| 現地説明会やパブコメ実<br>施  | —※2               | ○<br>(県)      | —               |

※1・・・協議の場において、次年度以降の樹木伐採予定について説明・相談

※2・・・関係者間で、運用に関する事例がある程度蓄積されるまでの間は、現地説明会を実施



## (3) 公園管理に関する情報発信のルール設定

・工事着手前段階において実施する情報発信のルールを設定する。

### <情報発信のルール設定>

| 区分         | 日常の維持管理       | 特別な維持管理       | 緊急かつ危険な場合        |
|------------|---------------|---------------|------------------|
| HPによる情報発信  | ○<br>(1ヶ月前から) | ○<br>(3ヶ月前から) | ○<br>(工事実施後速やかに) |
| SNSによる情報発信 | ○<br>(1ヶ月前から) | ○<br>(3ヶ月前から) | ○<br>(工事実施後速やかに) |
| 紙媒体による情報発信 | ○<br>(1ヶ月前から) | ○<br>(3ヶ月前から) | —                |
| 看板の設置      | ○<br>(1ヶ月前から) | ○<br>(3ヶ月前から) | —                |
| 現地説明会の開催   | —             | ○<br>(2ヶ月前)   | —                |



## ■ 樹木管理に係る合意形成フロー図

### STEP1

#### ゾーニング図の作成

【目的】園内の各エリアをどのように樹木管理するのかの共通認識を持つ。

反映

石垣周辺の樹木は、  
1本1本について確認し、  
対応を決定

### STEP2

#### 実際に樹木管理を行う際の合意形成

【目的】実際に樹木伐採を行うにあたり、  
関係者との合意を形成する。

伐採を計画

| 日常の維持管理                      | 特別な維持管理             |
|------------------------------|---------------------|
| 協議の場において計画を説明・相談             |                     |
| 計画を公開し、広く意見募集<br>(HP/SNS/看板) |                     |
| —                            | 現地説明会や<br>パブリックコメント |

### STEP3

#### 工事着手前段階における情報発信

【目的】工事着手時にも情報を発信する  
ことにより、意見のとり漏らしを防ぐ。

工事の着工

| 日常の維持管理                   | 特別な維持管理 |
|---------------------------|---------|
| 工事の都度、情報発信<br>(HP/SNS/看板) |         |
| —                         | 現地説明会   |



## (4) 公園管理に県民が参画するための取組みの実施

- ・各公園の実情に応じて公園管理に公園利用者が企画・行動する仕組みを検討する。

### ＜利用者参画の例＞

- ・伐採作業や伐採木を活用した工作などのワークショップの実施。
- ・樹木管理のボランティア活動（参加者の募集や活動情報の発信を含む）